

第1条（適用）

会員規則の目的、設定・改廃について定める。

第2条（目的）

会員規則は、定款を補完し、会員が遵守すべき事項を定めることを目的に設定する。

第3条（規則の承認）

会員規則の承認は下記の手順で行う。

（1）原案の作成

原案作成は原則として事務局が行う。事務局以外が起案する場合は、原案作成の上、事務局に提出する。

（2）会員規則の番号

事務局が別表1規則台帳に基づき番号を決定する。

（3）承認と報告

会員規則の設定、改訂の承認は、定款に定める理事会の機能として、理事会が行う。  
 会員規則の設定、改訂が行われた場合は、事務局はそれを総会に報告する。

付 則

この規則は令和元年年 10 月 7 日から施行する。

別表1：規則台帳

番号	標題	設定日	改訂日
0	会員規則の管理に関する規則	平成 27 年 4 月 6 日	令和元年 10 月 7 日
1	会員資格に関する規則	平成 27 年 4 月 6 日	令和元年 10 月 7 日
2	会費に関する規則	平成 27 年 4 月 6 日	令和元年 10 月 7 日
3	競争法コンプライアンスに関する規則	平成 27 年 4 月 6 日	

第1条（適用）

会員資格に関して、定款に定められていない事項について定める。

第2条（会員の種類の定義）

会員資格は定款の規定に加え下記定義によって区分するものとする。

法人正会員

法人正会員とは、原則としてビジネス航空に直接関与する業務を行っている法人ならびにビジネス航空の普及発展に賛同する法人とする。

法人賛助会員

法人賛助会員とは、原則として上記法人正会員以外の法人会員とする。

個人正会員

個人正会員とは、原則としてビジネス機の個人保有者、個人運航者ならびにビジネス航空の普及発展に賛同する個人とする。

個人賛助会員

個人賛助会員とは、原則として上記個人正会員以外の個人会員とする。

第3条（入退会手続書類）

入退会手続書類は、別紙の通りとする。

第4条（禁止行為）

- （1） 会員は、定款その他の規程に違反してはならない。
- （2） 会員は、本協会の名誉を傷つけ、又は傷つける虞のある行為をしてはならない。
- （3） 会員は、本協会の活動を障害し、又は活動を減殺する虞のある行為をしてはならない。

第5条（除名の手順）

定款第10条に定める除名の対象となる会員に対し、総会の一週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において議決の前に弁明の機会を与えるものとする

付 則

この規則は令和元年10月7日から施行する。

第1条（適用）

定款第7条による入会金及び会費の徴収は、この規則に定めるところによる。

第2条（会員の種類）

定款第6条による正会員及び賛助会員とする。

第3条（入会金、会費）

入会金、及び会費は次のとおりとする。

正会員入会金

団体正会員	個人正会員
50,000円	30,000円

正会員年会費

団体正会員	個人正会員
1口126,000円を1口以上	1口20,000円を1口以上

賛助会員入会金

団体賛助会員	個人賛助会員
30,000円	1,000円

賛助会員年会費

団体賛助会員	個人賛助会員
1口52,500円を1口以上	1口10,500円を1口以上

第4条（会費の納入）

会員は、協会が発行する請求書の到着後1ヶ月以内に会費を納付する。

第5条（期中入会の会費）

年度期中入会した会員の会費は、4半期で精算する。

第6条（退会時の会費）

退会した会員の会費は返納しない。

2. 会費納付前に期中退会する場合であっても、会費の全額を納付する。

付 則

この規則は令和元年10月7日から施行する。

## 第1条（目 的）

協会における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という）に抵触しないことを前提とし、協会の活動が競争法上の疑義を惹起されることなく、日本のビジネス航空業界の発展に寄与し続けるために活発に行われることを目的とし、本規則を定める。

## 第2条（禁止行為）

協会、事務局役職員及び会員は、協会の活動を通して、競争法に抵触する行為（一定の情報交換を含む。）を行ってはならないものとする。

## 第3条（適用範囲）

本規則は、協会におけるすべての活動に適用される。

## 第4条（会議における話題）

- （1）協会事務局及び会員各社は、協会における委員会等の会議（総会、理事会、委員会その他協会における会員によって構成されるすべての協議機関を含む。以下同じ。）、並びに懇親会及びゴルフ会その他名目を問わず会員各社が接触する機会（以下、併せて「会議等」という）において競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等（現在及び将来の商品やサービスの価格、顧客、取引地域、生産・供給数量、市場シェア等に関する情報交換を含む。）を行わないものとする。
- （2）会議等の開催にあたっては、協会事務局はその目的に照らし競争法上問題となるおそれのあるものでないことを確認し、協会事務局又は会議進行役は、会議等の開始冒頭に競争法上問題となる発言等を行うことがないよう注意喚起するものとし、参加する会員も参加にあたり、競争法上問題がない会合であることを確認し、参加する。

## 第5条（競争法上問題となるおそれのある話題に及んだ場合の措置）

- （1）会議等において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、会議等の参加者は、発言者に当該発言をやめるよう注意するものとする
- （2）会議等の開催にあたっては、協会事務局はその目的に照らし競争法上問題となるおそれの前項にもかかわらず、発言者が競争法上問題となるおそれのある発言をやめない場合には、会議等の参加者は会議等を終了させるものとする。

## 付 則

この規則は平成 27 年 4 月 6 日から施行する。